

新	旧
<p>第2章 普通税 第1節 特別区民税</p> <p>(区民税の減免)</p> <p>第36条 区長は、区民税の納税者について次の各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者またはこれに準ずると認められる者</p> <p><u>(3) 前年の合計所得金額が、施行規則第9条の2の3第1項に規定する世帯につき、生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額を当該世帯の給与の収入金額とみなして所得税法第28条の規定を適用して算出した金額が当該世帯につき第10条第2項の規定を適用して算出した金額に占める割合(当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)をその者について同条の規定を適用して算出した金額に乗じて得た金額以下であり、生活が困難と認められる者</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか特別の理由がある者</p> <p>2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第2章 普通税 第1節 特別区民税</p> <p>(区民税の減免)</p> <p>第36条 区長は、区民税の納税者について次の各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者またはこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか特別の理由がある者</p> <p>2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p>